

令和 8（2026）年度

授業料の免除・徴収猶予のしおり

筑波技術大学では、経済的な支援を必要とする学生に対し、授業料を免除又は徴収猶予する制度を設け、皆さんの修学を支えています。

- ・ 「免除」とは、授業料の支払いが免除されるものです。免除される額は、適用される制度によって全額・半額・一部（3分の1、4分の1など）があります。
- ・ 「徴収猶予」とは、授業料の支払い期限を延長するものです。（授業料の金額はそのままです）

申請は原則として学生本人が行い、その後学内選考を経て、免除・徴収猶予の対象者として認定されます。しかし、申請に向けてはご家庭の方（学生の生計を維持している方）にも十分ご理解をいただき、学生と一緒に申請の準備をしていただくものもあります。この「しおり」では、申請の方法、提出書類などをご案内しますので、よくお読みいただき、申請する場合は定められた期限・書類等を守って手続きしてください。

令和 8 年度前期に授業料免除を受けた学生は、このしおりではなく、継続申請用のしおりを利用してください。



国立大学法人

筑波技術大学

目 次

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 授業料の免除を受けたいとき（A-1～4） | … 3 ページ |
| 2. 授業料の徴収猶予等を受けたいとき（B-1） | … 15 ページ |

1 授業料の免除を受けたいとき（A-1～4）

● 本学では独自の授業料の免除制度があります。

・本学では下記の4種類により、経済的な支援を必要とする学生への授業料免除を行います。

【授業料免除の種類】

- 1 経済的理由によって授業料の納付が困難な場合の免除＜A-1＞（4 ページ）
経済的な困難があると認められる学生への免除です。
- 2 災害等による家計急変の免除＜A-2＞（8 ページ）
基本的に各年度の前期・後期に申請を受け付けますが、災害等によって家計が急変した場合は、いつでも申請することができます。
- 3 社会人として入学した場合の免除＜A-3＞（11 ページ）
社会人入試で入学した学生等に対する免除制度です。
- 4 私費外国人留学生である場合の免除＜A-4＞（12 ページ）
私費外国人留学生への免除制度です。

■ 1～4はいずれも、本学への申請が必要です。また、下記の組み合わせで同時に申請・適用することができます。

- ・ 1 と 3
- ・ 1 と 4

■ この他、学業成績が優秀又は本学規定により表彰された場合の免除制度もあります。

- ・ 1～4と異なり、申請が必要ありません。（14 ページ）
- ・ 成績優秀等による免除の候補者となった場合は、大学から通知します。
- ・ 1（経済的理由）に申し込んでいる場合、成績優秀等に認定されたときは、両方の免除が適用されることがあります。

1 経済的理由によって納付が困難な場合の免除（A-1）

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

□ 所得基準を満たすこと

課税証明書に記載されている「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額（生計維持者分と学生本人分）から本学独自の控除額（※）を引いた額によって次の区分に分け、区分に応じて判定を行います。

※地方税に定められた控除額とは別に、本学独自の下記の控除を行います。

- ・世帯に住民税の障害者控除対象となる障害者がいる場合：1人につき 46,000 円
- ・世帯に 23 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる場合：3 人目から 1 人増すごとに 1 人あたり 50,000 円

××年度 市民税・県民税課税証明書 <例>

住所	〇〇市〇丁目〇-〇
氏名	〇〇 〇〇
属課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇

××年度	所得の内訳	所得控除	課税標準額
給与収入	×××円	医療費控除	総所得金額
給与所得	×××円	社会保険料控除	×××円
(公的年金収入)	×××円	生命保険料控除	株式等譲渡所得
雑所得	×××円	所得控除計	×××円
不動産所得	×××円	※以下余白※	年税額
株式等譲渡所得	×××円		税額控除(市民税)
合計所得金額	×××円		×××円
	※以下余白※		税額控除(県民税)
			×××円
			均等割(市民税)
			×××円
			均等割(県民税)
			×××円
			所得割(市民税)
			×××円
			所得割(県民税)
			×××円

控除	扶養人数	障害	本人
老人	老人	16歳未満	特別障害
人	人	特別(内同居)	その他
		その他	寡婦(夫)
			勤労学生

この「所得割（市民税）」と「所得割（県民税）」の合計額を用います。

※課税証明書の様式は、各市区町村によって異なります。

・区分は右表のとおりです。区分の上位から予算の範囲内で免除決定を判定します。

・予算には限りがあるため、その年の申請状況によっては、特に中～下位の区分は免除対象外となることもあります。また、各区分の免除額は、一部免除など幅が生じることがあります。

区分	金額
A区分	13,000 円未満
B区分	13,000 円以上 85,500 円未満
C区分	85,500 円以上 171,500 円未満
D区分	171,500 円以上 257,500 円未満
E区分	257,500 円以上 343,500 円未満

○生計維持者とは…

- 学生本人に父母が両方いる場合：父と母の 2 人
- 父母のいずれかがいる場合：父または母
- 父母がともにいない場合：父母に代わって生計を維持する者
- 上記いずれにも該当しない場合：学生本人

□ 資産基準を満たすこと

生計維持者が2人の場合、学生本人と生計維持者の資産額（現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません）の合計が2,000万円未満であることが基準です。生計維持者が1人の場合、1,250万円未満であることが基準です。

□ 学業成績基準を満たすこと

- ・在学1年目は入学をもって該当します。
- ・在学2年目以降は、前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上である必要があります。

● 免除される授業料の額は、全額・半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の全額・半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
全額免除の場合	267,900円が免除されます (納付が必要な額は 0円)
半額免除の場合	133,950円が免除されます (納付が必要な額は 133,950円)
一部免除の場合	267,900円の一部が免除されます

● 免除申請は、提出期限までに以下の(1)、(2)の書類を本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (A-1 にチェック)

- ・記入例は、18ページから19ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

- ・課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

<提出期限>

令和8年10月9日（金曜日）17:00まで（厳守）

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日（金曜日）までに学生係に相談してください。

<留意事項>

- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

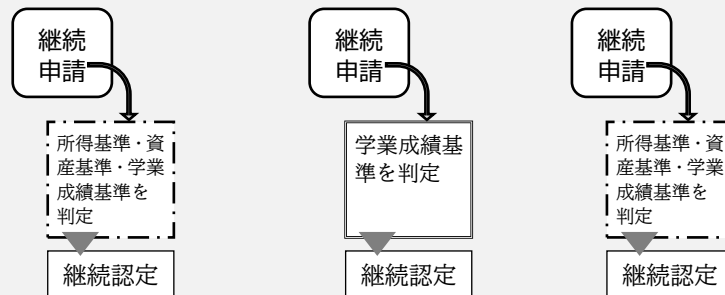
● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

第1学年前期

第1学年後期

第2学年前期

第2学年後期



授業料の免除は、初めに受けた認定が卒業まで確実に継続するものではなく、半年に一度、継続申請を提出いただく必要があります。

継続申請（毎年9月頃及び2月頃を予定）の時期になったら、手続きや期日等は学内掲示等によりお知らせしますので、今は準備等をしていただく必要はありませんが、以下は継続して免除等を受けるために大切な事柄ですから、ぜひお読みください。

秋（前期終了時）と春（後期終了時）とでは、本学の継続判定基準が異なります。

<秋（前期終了時）の継続判定基準>

- 最新年度の課税証明書及び継続申請書をご提出いただき、所得基準の判定、及び資産基準の判定を行います。具体的な基準は、4、5ページのとおりです。
- 皆さんの住民税等の計算結果・それに基づく課税額は、毎年おおむね6月頃に、各市町村が最新年度の情報を確定させます。これを用い、秋には最新年度の課税情報に基づいて、改めて所得基準を判定するものです。
 - ・ 例えば第2学年の学生が前期に行う申請において判定に用いるのは、令和7年度課税額（令和6年所得分）ですが、第2学年後期も継続して免除等を受ける申請を行った場合、判定に用いるのは令和8年度課税額（令和7年所得分）に改まります。
- このため、学生本人及び生計維持者の所得増減に応じて、継続認定時に免除の認定結果・免除額が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。
- また、学業成績基準でも判定を行います（下記、春の継続判定基準参照）。

<春（後期終了時）の継続判定基準>

- 学年終了時までの学業成績をもとに、学業成績基準の判定を行います。
 - ・ 例えば第1学年の学生が、次年度（第2学年前期）も継続して免除等を受ける申請を行った場合、第1学年終了時までの学業成績をもとにして判定が行われます。
- 以下の基準を満たすことで、免除対象者として認定されます。

前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上であること

※ただし、在学1年目は、前期・後期共に入学をもって学業成績基準に該当します。

2 災害等による家計急変の免除 (A-2)

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

□ 令和 8 年 5 月 27 日（水）以降に、次の(ア)から(エ)までのうちいずれかに該当し、家計急変のために緊急に支援する必要があると認められること（提出された書類に基づいて判定します）

(ア) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合

(イ) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上就労が困難である場合

(ウ) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（※）した場合

※失職…下記のうち、いずれかに該当

解雇（3 年以上更新された非正規社員で雇い止め通知なしを含む）
天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1 年未満）を 3 年以上繰返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
正当な理由のある自己都合退職（被保険期間 12 か月以上）
正当な理由のある自己都合退職（被保険期間 12 か月未満）

※上記は、「雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）」における離職理由コードに対応しております。詳しくは、最寄りのハローワーク又は厚生労働省までお問い合わせください。

(エ) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合で、生計維持者が死亡、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合

※この他、犯罪被害により家計が急変した場合等でも授業料免除を受けられる可能性があります。本学窓口（聴覚障害系支援課学生係）まで相談してください。

□ 資産基準を満たすこと

生計維持者が 2 人の場合、学生本人と生計維持者の資産額（現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません）の合計が 2,000 万円未満であることが基準です。生計維持者が 1 人の場合、1,250 万円未満であることが基準です。

● 免除される授業料の額は、全額・半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の全額・半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
全額免除の場合	267,900 円が免除されます (納付が必要な額は 0 円)
半額免除の場合	133,950 円が免除されます (納付が必要な額は 133,950 円)
一部免除の場合	267,900 円の一部が免除されます

● 免除申請は、提出期限までに以下の(1)から(4)までの4項目からなる書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (A-2 にチェック)

- ・ 記入例は、18 ページから 19 ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

- ・ 課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

(3) 申請日の直近3か月における収入が分かる書類

- ・ 給与明細、帳簿など、家計が急変した学生・生計維持者の、直近3か月における収入が分かる書類のコピーが必要です。

(4) 家計急変を証明する書類

- ・ 下記表のとおり、該当する事由に対応する証明書類を提出してください。

A	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者の一方(又は両方)が死亡した場合	下記のうち <u>いずれか</u> ・ 戸籍謄本(抄本) ・ 住民票のコピー(死亡日が記載されたもの)
B	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上就労が困難である場合	下記の <u>すべて</u> ・ 医師による診断書 ・ 雇用主による病気休職証明又はこれに準じた書類
C	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者の一方(又は両方)が失職した場合	下記のうち <u>いずれか</u> ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証
D	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合で、生計維持者が死亡、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合	下記の <u>すべて</u> ・ 市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書 ・ 事情書

<提出期限>

令和8年10月9日（金曜日）17：00 まで（厳守）

<提出方法>

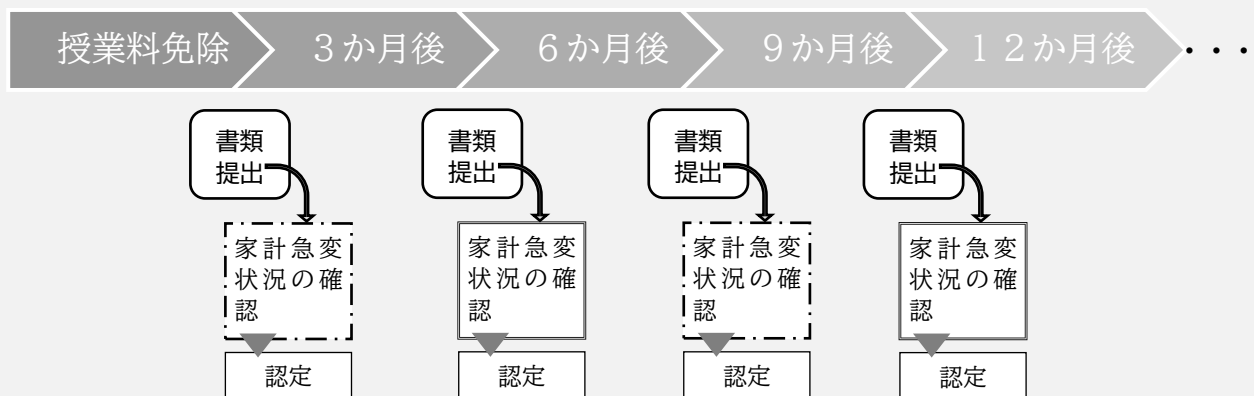
聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日（金曜日）までに学生係に相談してください。

<留意事項>

- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も3か月に一度、必要書類を提出し認定を受ける必要があります。



災害等による家計急変を理由とした授業料の免除は、初めに受けた認定が卒業まで確実に継続するものではなく、3か月に一度、収入が分かる書類を提出する必要があります。その書類に基づいて、家計急変状況を確認し、判定を行います。

○提出する書類は以下のとおりです。

- ・ 申請書
- ・ 直近3か月における当該学生及び生計維持者の収入が分かる書類
例：給与明細、帳簿 など

※上記の条件を満たすような家計急変があった場合、期限等に関わらず、随時申請することができます。いつでも学生係に相談してください。

3 社会人として入学した場合の免除（A-3）

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- 本学の社会人入試で入学した者（入学する前年度の3月31日現在において満22歳未満の者を除く）又はそれに準ずる者

● 免除される授業料の額は、半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
半額免除の場合	133,950 円が免除されます (納付が必要な額は 133,950 円)
一部免除の場合	267,900 円の一部が免除されます

● 免除申請は、提出期限までに以下の書類を本学へ提出してください。

<提出する書類>

○ 授業料免除等申請書（A-3 にチェック）

・ 記入例は、18 ページから 19 ページを参考にしてください。

<提出期限>

令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）17：00 まで（厳守）

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10 月 2 日（金曜日）までに学生係に相談してください。

<留意事項>

* 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

* 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

* あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

今後免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定を受けることができれば、継続して免除を受けることができます。

4 私費外国人留学生である場合の免除（A-4）

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者
(※国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生は対象外です)
- 学業成績基準を満たすこと
 - ・在学1年目は入学をもって該当とします。
 - ・在学2年目以降は、前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上である必要があります。

● 免除申請は、提出期限までに以下の(1)～(3)の書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

- (1) 授業料免除等申請書（A-4にチェック）
 - ・記入例は、18ページから19ページを参考にしてください。
- (2) 在留カードのコピー
- (3) 経費支弁計画書

<提出期限>

令和8年10月9日（金曜日）17：00まで（厳守）

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日（金曜日）までに学生係に相談してください。

<留意事項>

- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

今後も免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定を受けることができれば、継続して免除を受けることができます。

【1～4の共通事項】

● 免除が正式に決定したら（12～1月予定）、本学から認定結果を通知しますので、通知を受け取り、内容を確認してください。

＊ 認定の結果、「半額免除・一部免除に認定された場合」「認定されなかった場合」は、速やかに所定の授業料を納入する必要がありますので、認定結果通知は必ず良くご確認ください。

※免除後、本学規定による懲戒を受けたり、学業成績が著しく不良であったりした場合は、免除を取り消すときがあります。併せて、さかのぼって免除を取り消し、免除された額を返納していただくこともあります。

※前回、授業料免除を受けた場合は、「継続申請」が可能です。その場合は、このしおりではなく、継続申請用のしおりを利用してください。

その他 学業成績が優秀又は本学規定により表彰された場合の免除

- 直前学期に優秀な成績を収めた学生や、表彰された学生に対して授業料の免除を行います。
- 成績優秀の場合は半額免除又は一部免除、表彰された場合は全額免除されます。
- この免除への申請は不要です。大学で成績を判定し、対象者には個別に通知を行います。

※免除後、本学規定による懲戒を受けたり、学業成績が著しく不良であったりした場合は、免除を取り消すときがあります。併せて、さかのぼって免除を取り消し、免除された額を返納していただくこともあります。

2 授業料の徴収猶予等を受けたいとき（B-1）

● 本学では、経済的理由等により授業料納入が困難な場合の授業料徴収猶予制度があります。

「徴収猶予」とは、授業料の支払い期限を延長するものです。（授業料の金額はそのままです）

徴収猶予が認められた場合、前期分については令和8年8月末日まで、後期分については令和9年2月末日まで、その徴収が猶予されます。

※なお、授業料免除申請者の授業料引落日が徴収猶予の納付期日の直前だった場合は、徴収猶予が認められても徴収猶予を適用せず、口座振替にて一括徴収することがあります。

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

□ 所得基準を満たすこと

課税証明書に記載されている「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額（生計維持者分と学生本人分）から本学独自の控除額（※）を引いた額が、754,600 円未満である必要があります。

※地方税に定められた控除額とは別に、本学独自の下記の控除を行います。

・世帯に住民税の障害者控除対象となる障害者がいる場合：1人につき 46,000 円

・世帯に 23 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる場合：3 人目から 1 人増すごとに 1 人あたり 50,000 円

※課税証明書については、4 ページをご参照ください。

○生計維持者とは…

- | | | |
|---|----------------|------------------|
| { | 学生本人に父母が両方いる場合 | ：父と母の 2 人 |
| | 父母のいずれかがいる場合 | ：父または母 |
| | 父母がともにいない場合 | ：父母に代わって生計を維持する者 |
| | 上記いずれにも該当しない場合 | ：学生本人 |

□ 資産基準を満たすこと

生計維持者が 2 人の場合、学生本人と生計維持者の資産額（現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません）の合計が 2,000 万円未満であることが基準です。生計維持者が 1 人の場合、1,250 万円未満であることが基準です。

□ 学業成績基準を満たすこと

- ・ 在学1年目は入学をもって該当とします。
- ・ 在学2年目以降は、前年度の成績の評語を、A+は4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点、Dは0点に換算し、それぞれに修得単位数を乗じ加算したものを年間修得単位数で除した値を、小数点以下第3位で四捨五入した値が1.50以上である必要があります。

● 申請は、提出期限までに以下の(1)、(2)の書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (B-1 にチェック)

- ・ 記入例は、18 ページから 19 ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

- ・ 課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

<提出期限>

令和8年10月9日(金曜日)17:00 まで(厳守)

<提出方法>

聴覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日(金曜日)までに学生係に相談してください。

<留意事項>

* 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

* 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

* あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 徴収猶予が正式に決定したら(12～1月予定)、本学から認定結果を通知しますので、通知を受け取り、内容を確認してください。

* 本学では、提出された書類に基づき判定を行い、認定をします。

* 認定されなかった場合は、速やかに、所定の授業料を納入する必要がありますので、認定結果通知は必ず良くご確認ください。

● 徴収猶予とは別に、やむを得ない事情があると認められた場合の授業料月割分納制度があります。

「月割分納」とは、授業料を 12 か月間に分割して納付することができる制度です。(授業料の金額はそのままです)

月割分納が認められた場合、6 か月間毎月、授業料年額の 12 分の 1 の額 (44,650 円) を納付する必要があります。

希望する方は、学生係まで相談してください。

「授業料免除等申請書」の記載例

(申請書1枚目オモテ面)

別記様式第2号

授業料免除等申請書

令和△年 ●月××日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

私は、貴学に対し、以下の□に該当する授業料免除等対象者として認定を申請します。

申請者氏名 **技大 花子**

以下のうち、今回申請するもののチェック欄(□)に✓を記入してください。

☒ A-1 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であるため、授業料の免除を申請します。	☐ B-1 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であるため、授業料の徴収猶予を申請します。
☐ A-2 私の生計を維持する者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等(被災の納入期限6か月以内(新入学生は入学前1年以内)に発生したもの)による家計急変のため、授業料の納付が著しく困難であることから、授業料の免除を申請します。	☐ B-2 私の生計を維持する者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等による家計急変のため、授業料の納付が困難であることから、授業料の徴収猶予を申請します。
☐ A-3 社会人として入学したため、社会人を対象とする授業料の免除を申請します。	☐ C その他の事由により、授業料の免除、徴収猶予あるいは月割分納を申請します。
☐ A-4 学費が外国人留学生を対象とする授業料の免除を申請します。	
☐ A-5 経済的理由により極めて修学に困難があるため、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等の減免対象者として、授業料の免除を申請します。	

注1 上欄A-1とA-3の両方、又はA-1とA-4の両方に該当する事情がある場合は、それぞれ両方に申請する(✓を記入する)ことができます。
また、A-1~4のいずれかとA-5の両方に該当する事情がある場合は、その両方に申請する(✓を記入する)ことができます。
注2 A-1又はA-5の申請が認定されなかった(又は一部の免除となった)ときに残額の納入すべき授業料を徴収猶予することを希望する場合は、A-1又はA-5とB-1の両方に申請する(✓を記入する)ことができます。
同様に、A-2の申請が認定されなかった(又は一部の免除となった)ときに残額の納入すべき授業料を徴収猶予することを希望する場合は、A-2とB-2の両方に申請する(✓を記入する)ことができます。

申請するものにチェックを入れてください。
同時に申請することができる組み合わせとできない組み合わせがありますので、下部の注意事項をよく読んでください。

(申請書2枚目オモテ面)

2 申請者本人による記入欄

※ 以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。申請者本人による記入が難しい場合は、大学の窓口(学生係)に相談してください。

フリガナ	ギダイ ハナコ		入学年月	〇〇〇〇 年 4月入学
氏名	技大 花子			
生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (22歳)			
〒	305 - 8520			
現住所	茨城 県 天久保4-3-15			
所属学部・学科又は研究科	技術科学研究科		専攻	情報アクセシビリティ専攻
年次	1 年次	学籍番号	〇〇〇〇〇〇	

3 生計維持者による記入欄

この欄は、本申請書1ページ目でA-1、A-2、A-5、B-1、B-2、Cに✓を記入した方へのみの記入欄です。(A-3又はA-4のみの申請の方は記入不要です)

※ 以下、生計維持者の情報については、生計維持者が記入ください。(生計維持者による記入が難しい場合は、大学の窓口(学生係)に相談してください。)
同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

フリガナ	ギダイ タロウ		申請者との続柄	父
氏名	技大 太郎			
〒	〇〇〇〇 〇〇 〇〇			
現住所	茨城 県 天久保4-3-15			
生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (50歳)			

「現住所」欄には、現在住んでいる住所を記入してください。
例えば、寄宿舍に住んでいる場合には、寄宿舍の住所を記入してください。

(申請書 2 枚目ウラ面)

生計維持者 2	フリガナ	ギダイ カズコ		申請者との続柄	母
	氏 名	技大 和子			
	現住所	☒ (申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)			
	生年月日	千 一 都 道 市 区 府 県 町 村 (西暦) 年 月 日生 (歳)			

この欄に学生の方がいる場合、その方が学校に自宅から通っているか、自宅外（寮、寄宿舎、下宿・アパートなど）から通っているかを回答してください。

家族の状況

申請者及び生計維持者のほか、申請者と同じ生計にある方全員について、記載してください。

氏 名	生年月日	申請者との続柄	職業 又は 在学する学校・学年	(学生の場合) 通学の別	扶養親族に該当するか
技大 二郎	〇〇〇〇年 〇月〇日	弟	高校 2 年	☐ 自宅 ☒ 自宅外	☒ 該当する
技大 令子	〇〇〇〇年 〇月〇日	妹	中学 1 年	☒ 自宅 ☐ 自宅外	☒ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する

所得税上の扶養親族が当てはまりますが、それ以外に「16 歳未満の子供」も含めてチェックしてください。

(会社等にお勤めの方は、年末調整時の「扶養控除等申告書」で申告している親族(16 歳未満の扶養親族を含む)すべてが当てはまります)

「扶養親族に該当するか」欄は、別途提出する住民税課税証明書に記載の「扶養親族」人数(16 歳未満を含む)にカウントされている方について、「該当する」に✓を記入してください。

資産の申告

申請者と生計維持者(原則父母)の資産額(1 万円未満は切り捨て)	申請者	生計維持者 1	生計維持者 2
	0 万円	419 万円	208 万円

資産額(申請者と生計維持者の合計)の基準は下記の通りです。

A-1, A-2, B, C : 2,000 万円未満であること。

ただし、生計維持者が 1 名である場合は 1,250 万円であること。

A-5 : 5,000 万円未満であること。ただし、多子世帯は 3 億円未満であること。

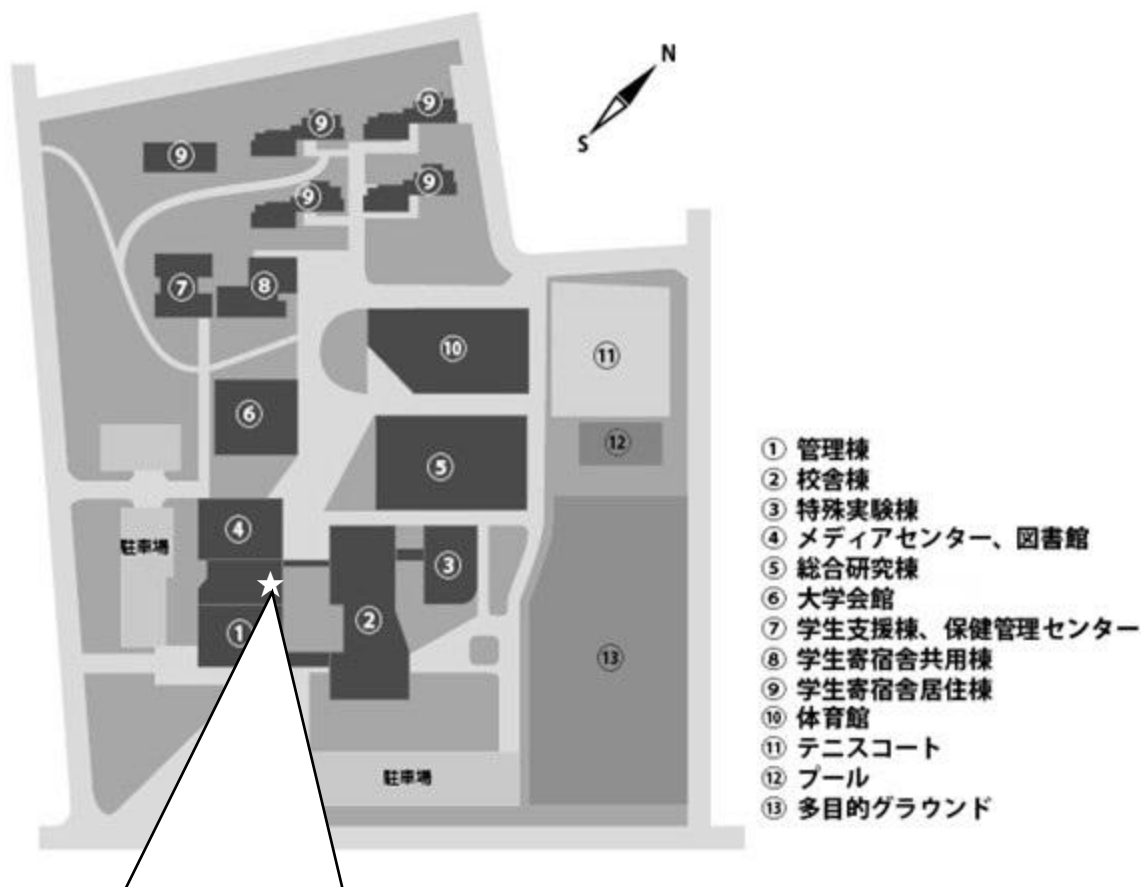
「資産の申告」欄で言う「資産」とは、現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額を言います。土地等の不動産は含まれません。

その他の経済的支援について

ここまでご案内した各制度のほか、地方公共団体や、公益法人・民間団体による奨学金があります。各種団体の奨学金ご案内は、大学ホームページや学内の掲示板(Teams)等で随時情報提供していますので、応募条件・応募時期をご確認の上、申請してください。

・奨学金に関する大学ホームページは以下の URL をご覧ください。

URL : <https://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/expenses/others.html>



皆さんに充実した大学生活を送っていただくため、そのお手伝い・サポートをしています。

入学料・授業料の免除等について分からないこと・不安なことは、いつでもお気軽にご相談ください。



国立大学法人

筑波技術大学 聴覚障害系支援課 学生係

〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15

(上地図①の建物、自動ドア入ってすぐ)

電話 029-858-9326/9327 FAX 029-858-9335

電子メール kyoumu1@ad.tsukuba-tech.ac.jp